

関係法令（抜粋）

○ 刑法（明治40年法律第45号）

（未遂罪）

第一百八十条 第一百七十六条から前条までの罪の未遂は、罰する。

○ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一から十 （略）

十一 第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

十二及び十三 （略）

十四 第四十三条の二第一項（同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十五 （略）